



1月20日は「あいち消防団の日」 消防団員募集中

(消防総務課 ☎ 85 - 6381)

表紙で紹介している消防団は、非常勤特別職の地方公務員として、日頃、会社で勤めている人や学生などで構成されています。活動内容は火災発生時の消火活動、大規模な地震・風水害時の救助活動や避難誘導などの他、地域の防災意識向上のため、住民に対しての防火防災指導などさまざまな活動を行っています。あなたの力で大切な「人」や「まち」を守りませんか。

入団資格：次の条件を満たす人○18歳～おおむね40歳の人(高校生不可)○市内在住か在勤、在学の人

給与：階級により年額報酬(3万6500円～8万2500円)が支払われ、災害出勤や各種訓練に参加したときは手当(1500円～4000円)が支払われます。また、公務災害補償や退職報償金(勤続5年以上20万円から)制度もあります。

※ 消防署・出張所で勤務する消防職員や地域の自治消防団とは別組織です。



消防団に関する詳しい情報は、<http://www.kma.go.jp/kyobutan/>

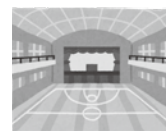
総務省消防庁HPより



学校体育館・武道場開放の受け付け

(総合体育館 ☎ 84 - 7101)

皆さんの健康の保持増進・体力の向上を図るため、スポーツ活動の場として市立小中学校の体育館や武道場などを開放しています。



時 4月1日～令和3年3月15日(年末年始と学校などの使用日を除く)

対 市内在住か在勤の人で構成する、次の条件を満たす10人以上の団体

- 成人の責任者1人と副責任者2人がいること
- 年間を通して決まった曜日、時間、種目で毎週使用すること
- 営利目的での使用、政治活動、宗教活動を行わないこと

申 1月15日(水)～24日(金)(月曜日を除く)午前8時30分～午後5時に、所定の用紙(総合体育館、スポーツ・ふれあい財団ホームページに用意)に記入して、直接、総合体育館へ ※郵送での申し込みは不可。学校により利用条件、利用可能種目、曜日は異なります。体育施設環境改善工事のため、利用に制限がかかる場合があります。

施設	時間	実費徴収金
小学校の体育館	○月～金曜日 午後6時～9時 ○土・日曜日 午前9時～正午、午後1時～4時、午後6時～9時	1回500円(丸田小、出川小は800円)
中学校の体育館	午後7時～9時	1回800円
中学校の武道場	午後7時～9時	1回500円
旧西藤山台小学校施設の体育館	午前9時～正午、午後1時～4時、午後6時～9時	1回500円

※旧西藤山台小学校施設の体育館も総合体育館で受け付けます。問い合わせはグループふじとう☎37-4919)へ